

参考資料1

科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会  
 大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会  
 (第5回)H28.2.22

特許法第三十五条（傍線部分は改正部分）

現行	改正案
<p>(職務発明)</p> <p>第三十五条 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。</p>	<p>第三十五条 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。 &lt;改正無し&gt;</p>
<p>2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、<u>あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定め</u>の条項は、無効とする。</p>	<p>2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、<u>あらかじめ、使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定め</u>の条項は、無効とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する。</u></p>
<p>3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有</p>	<p>4 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の<u>金銭その他の経</u></p>

<p>する。</p>	<p><u>済上の利益（次項及び第七項において「相当の利益」という。）</u>を受け る権利を有する。</p>
<p><u>4</u> 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合 には、<u>対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等 との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対 価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を 考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認め られるものであつてはならない。</u></p>	<p><u>5</u> 契約、勤務規則その他の定めにおいて<u>相当の利益</u>について定める場合 には、<u>相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者 等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開 示の状況、相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの 意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより相当の利益 を与えることが不合理であると認められるものであつてはならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>6</u> <u>経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴い て、前項の規定により考慮すべき状況等に関する事項について指針を 定め、これを公表するものとする。</u></p>
<p><u>5</u> <u>前項の対価についての定めがない場合又はその定めたところにより 対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、 第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、 その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇そ 他の事情を考慮して定めなければならない。</u></p>	<p><u>7</u> <u>相当の利益</u>についての定めがない場合又はその定めたところにより <u>相当の利益を与えることが第五項の規定により不合理であると認めら れる場合には、第四項の規定により受けるべき相当の利益の内容は、 その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して 使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮し て定めなければならない。</u></p>